

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

イノベーション推進のため、スタートアップ企業及びベンチャー投資ファンドへ投資活動を行います。

b. IT実装支援

取引先と共にサプライチェーンにおける情報、課題、問題の共有、解決を図り、パートナーシップによる相互発展を目指します。

d. グリーン化の取組

物品・サービスのライフサイクル全体を考慮して、サプライチェーン全体でのエネルギーを含めた環境負荷の軽減に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献します。

e. 健康経営に関する取組

健康経営に係るノウハウを提供します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」「下請取引適正化と適正な受注活動の徹底に向けた自主行動計画」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。下請代金の現金払と手形払いの併用にあたっては、現金比率を高めるとともに、労務費相当分を現金払いとすることを徹底します。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。手形支払に関する通達等の改正があった場合には、それに応じて支払条件を見直します。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・戸田建設では取引先とのより良いパートナーシップ関係をめざして、1991 年度より社内の組織横断的委員会である「パートナーシップ委員会」を本社及び全国各支店に設置し、協力会社の支援・育成を目標として様々な活動を行ってきました。今後も時代の変化に対応した積極的な活動を行ってまいります。
- ・サプライチェーン満足度調査を適宜行い、調査で明確となった課題への対応策を実施し、サプライチェーン全体の満足度向上に取り組みます。

2024 年 6 月 24 日

戸田建設株式会社

企 業 名

代表取締役社長 大谷 清介

役職・氏名（代表権を有する者）